

産業廃棄物処分業許可証

住所 大分県大分市大字三佐1967番地

氏名 有限会社西工業

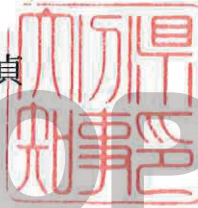
代表取締役 佐藤 宏哲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 広瀬 勝貞

許可の年月日 令和4年2月25日

許可の有効年月日 令和9年2月24日



1. 事業の範囲

事業の区分

最終処分(埋立(安定型)) 以下余白

産業廃棄物の種類

埋立(安定型)

廃プラスチック類(自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない)、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない)、ガラスくず等(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部に限る)、廃石膏ボード、廃容器包装を含まない)、がれき類

(以上5種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。)

含む: 石綿含有産業廃棄物 含まない: 水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類の種類

安定型最終処分場

設置場所

大分県由布市挾間町高崎字平山735番 他5筆

許可年月日

令和2年5月15日

許可番号

指令循推第1号の2

設置年月日

令和3年9月30日

処理能力

埋立面積 3,905.2m²、埋立容量 14,974.9m³

産廃の種類

廃プラスチック類(自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含まない)、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含まない)、ガラスくず等(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部に限る)、廃石膏ボード、廃容器包装を含まない)、がれき類

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年2月25日 産業廃棄物処分業許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有